

法人税を巡る議論は変わるのか

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

令和6年度税制改正は、賃上げ促進税制による企業の賃上げへの支援、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制などの創設による投資の促進など、わが国が抱える諸課題に応える内容となった。

一方で、筆者が目にするのは、わが国企業のこれまでの行動をもとにした自民党の法人税改革への認識の変化だ。アベノミクスとともに行われてきた「課税ベースを広げて税率を引き下げる」という法人税改革の方針への変化が見て取れる。

最初に改正の概要だが、戦略分野国内生産促進税制は、畜電池、半導体などGX、DXや経済安保で特に重要なものを法律で指定し、生産や販売量に応じて10年間税額控除を行うという内容だ。イノベーションボックス税制は、特許権や著作権などの知的財産から生じる所得、具体的には譲渡所得やライセンス所得について、7年間優遇税率を適用するという内容で、いずれも時代の要請に応えた税制の創設だ。エネルギー安全保障や気候変動投資を促進すべく様々な税額控除を創設した米国の2022年インフレ抑制法（IRA法）や欧州諸国の事例を参考にした。

さて本題だが、アベノミクスの下では、「課

税ベースを広げて税率を引き下げる」という方針のもとで法人税改革が行われ、法人税率（表面税率）は30%から23.2%へと7%弱引き下がった。最高時の43.3%から比べると20%程度低い水準である。この改革の趣旨は、企業の税負担の軽減を通じ、積極的な投資や継続的な賃上げを促すようマインドや企業行動の転換を期待してのことであった。

しかしこの5年間のわが国企業行動を見ると、国内設備投資がマイナス3.4%、平均賃金の伸びは3.6%である一方、内部留保は1.5倍、現預金は1.4倍に増えている。投資や賃上げに慎重で、内部留保・現預金だけが積み上がるという企業行動となっている。

このような事実を受けて党税調は、税制改正大綱で要旨以下の認識を示している。「法人税率は約40年間にわたって段階的に引き下げられ、23.2%となった。こうした中で法人税収は緩やかな伸びとなり、法人税の税収力が低下している」「内部留保を活用して投資拡大や賃上げに取り組むことが期待されたが、長引くデフレの中で賃金や国内投資は低迷、賃金水準は実質的に30年間横ばい、国内設備投資も大きく伸び悩み、『安いニッポン』が指摘されている。」「企業の内部留保は555

兆円と名目GDPに匹敵する水準まで増加し、企業が抱える現預金等も300兆円を超える水準に達している。累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。「デフレ完全脱却のためには、企業が収益を現預金等として保有し続けるのではなく、賃金の引上げや前向きな投資、人への投資に積極的に振り向けるなど、供給サイドの構造改革を進めていく必要がある。」「巨額の財政赤字を抱えるわが国において海外の制度を例に倣う際には、単に減税施策のみを模倣するのではなく、しっかりとした財源措置も同時に行うべきである。」「実際他の主要国では、企業行動の変容を促す減税措置を講ずる一方で、米国インフレ抑制法による大企業

への15%の最低課税や自社株買い課税等による財政赤字削減、英国における法人税本則税率の引上げや欧州諸国における石油・ガス会社への課税など、しっかりとしたメリハリ付けや財源確保の取組みが行われている。」「賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要である」と。

法人税議論の流れが今後どのように変わっていくのか、それはわが国の企業行動次第である。

1

